

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

令和5年1月

旭川市総務部契約課

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果 目次

1	調査概要	1
2	調査結果概要	2
3	各年度の調査結果の推移	5
4	職種別総括表（別表1）	6
5	職種別総括表（詳細）（別表1－2）	8
6	職種別総括表（前年調査との比較）（別表1－3）	10
7	年齢層別（別表2）	11
8	経験年数層別（別表3）	13
9	就業形態別（別表4）	15
10	月給制・日給制別（別表5）	17
11	元請・下請別（別表6）	19
12	設計労務単価との比較（別表7）	20
13	外国人労働者の状況（別表8）	21
14	法定外労災保険の加入状況と週休2日制取組状況（別表9）	22
15	事業者聞き取り調査 主な意見（別紙1）	23
16	旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領	26
17	旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）調査票	29

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

1 調査概要

- (1) 調査の目的 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図るため、市が発注する工事に従事する労働者の賃金等を調査し、労働者賃金等を把握することを目的とする。
- (2) 実施期間 令和4年9月9日から令和4年10月28日まで
- (3) 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する令和4年4月～令和4年8月のいずれかの月での支払賃金
- (4) 調査対象工事 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事で令和4年4月1日から令和4年8月31日までの間に1日以上施工期間が含まれるもの
- (5) 支払賃金等 調査対象工事の受注者（元請事業者）及びその受注者と下請契約する受注者（下請事業者）が支払う賃金
- (6) 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、調査票（旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領様式第1号）提出の協力を依頼し、提出された調査票のうち、直接従事した労働者を雇用した回答を集計。また、回答があった事業者から、任意で抽出した事業者に架電し、提出された調査票の内容の確認及び聞き取り調査を実施。
- なお、調査票の労働賃金単価は、国が実施している公共事業労務費調査の算出方法に準じて算出。
- (7) 集計件数 元請事業者90社（契約課から直接依頼し、回答を得た数 うち対象労働者なし31社 未回答33社及び下請として回答3社除く）
- 下請事業者122社（元請事業者から調査を依頼し、回答を得た数 うち対象労働者なし14社 共同企業体

構成員含む 下請として回答あった元請事業者3社含む)

提出があった212社のうち対象労働者がいない業者45社を除く、167社、対象労働者数659人の集計結果となった。

なお、前年調査では143社、対象労働者数594人であった。

2 調査結果概要

(1) 労働者の平均賃金は、対象労働者全体の加重平均で14,341円/日である。

また、全ての職種において平均賃金が時給換算で1,400円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（令和3年10月1日発効、北海道の地域別最低賃金、時間額889円）以上が確保されている。

平均賃金は、前年度調査結果13,682円/日（8時間）と比較して、659円の増額となっており、4.8%の増加となった。

時間外手当について、全労働者の平均月額額は42,830円（全体の平均時間外労働時間は21.2時間/月）であり、対象労働者のうち67.4%の444人が時間外労働に従事している。時間外手当の平均額が最高の職種は塗装工で月額108,721円（職種全体の平均時間外労働時間57.5時間/月）であった。

※以下、「賃金」は日額（8時間）をいう。

(2) 最低賃金と最高賃金（別表1）

回答のあった30職種のうち、12職種で最高賃金は最低賃金の2倍以上となっている。

主な職種では、特殊作業員が2.6倍、普通作業員が2.9倍、電工が

3. 2倍, 配管工が3.4倍となっている。

(3) 年齢, 経験年数による賃金の関係

ア 年齢と賃金の関係 (別表2)

平均賃金で比較すると10代から20代及び70代以上で賃金が低く, 40代から50代で賃金が高い傾向が見られる。

イ 経験年数と賃金の関係 (別表3)

平均賃金で比較すると, 労働者が経験年数を重ねるにつれて高い賃金が支払われる傾向が見られるが, 31年以上の労働者になると若干低下する傾向がある。

(4) 就業・賃金形態と賃金の関係

ア 就業形態別 (別表4)

常雇と日雇で, 比較できた7職種中, 特殊作業員及び溶接工の平均賃金は常雇が上回ったが, それ以外の普通作業員, 運転手(特殊), 橋りょう特殊工, 配管工及びはつり工は, 日雇労働者への支払賃金が上回っている傾向が見受けられた。

イ 賃金形態別 (別表5)

月給制と日給制で, 比較できた20職種中, 特殊作業員, 軽作業員, 造園工等の14職種で月給制平均賃金が日給制平均賃金を上回っており, 普通作業員等の6職種で日給制平均賃金が月給制平均賃金を上回っていた。

(5) 元請, 下請の賃金の関係 (別表6)

元請と下請(2次以降を含む)で, 比較できた9職種において, 平均賃金で元請が下請を上回っていたのは普通作業員の1職種であった。特殊作業員, 軽作業員, とび工, 電工, 運転手(特殊), 運転手(一般), 土木一般世話役及び配管工の8職種は, 下請の平均賃金に元請を上回るものがあった。

また、比較できた9職種において、平均賃金で元請と下請の差が一番大きかった職種は、とび工で元請が下請を7,568円上回っていた。

(6) 設計労務単価との関係 (別表7)

今回調査した実態賃金の全体水準を計るため、公共工事設計労務単価(国が実施する公共事業労務費調査を基に定めたもの)と比較した。

今回調査した対象労働者全体の加重平均賃金は14,341円/日であり、北海道の公共工事設計労務単価が設定されている職種のうち、今回提出のあった29職種の設計労務単価の加重平均額20,834円/日の68.83%となっており、前年調査時の70.36%より1.53ポイントの減少となった。

また、30職種中、造園工90%、交通誘導員B90%、ガラス工82%等、11職種で平均賃金が公共工事設計労務単価の7割以上となっている。

2(1)のとおり、平均賃金は前年調査より4.8%増加している。

(7) その他

ア 外国人労働者の状況 (別表8)

外国人労働者は、普通作業員など3職種で従事していた。平均賃金はいずれの職種も対象労働者全体の平均賃金を下回っている。

イ 法定外労災保険の加入状況 (別表9)

79%が法定外労災保険に加入済みという結果であった。

ウ 週休2日制取組状況

回答があった事業者のうち約32%が4週8休以上実施済、約44%が4週6休又は7休実施済、約24%が4週5休以下の実施という結果であった。

(8) 書面及び聞き取り調査

ア 対象事業者 調査票提出事業者 (元請, 下請の別なし)

- イ 実施時期 令和4年12月14日，15日，20日，21日，
26日
- ウ 調査事業者数 書面調査：21社（うち聞き取り調査：9社）
- エ 調査内容 提出された調査票の内容確認（賃金台帳等との照合）
及び労働者賃金等の動向
- オ 調査結果 概ね調査票のとおりであった。また，労働者賃金等の動向についての主な意見等は別紙1のとおり。
- 賃金を上げたと回答した事業者は20社あり，大規模工事実施による請負代金の給与への反映，作業員の流出防止及び雇用確保等の理由が挙げられた。
- 賃金を据え置いたとの回答があった事業者は2社で，受注金額が少ないため賃金を上げることができない一方で，今の作業員を守るため賃金を下げることができないことを理由に挙げている。
- なお，事業者回答へは一部複数回答が見られたため，合計数が一致しない。

3 各年度の調査結果の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
労働賃金単価	13,717円	14,059円	13,682円	14,341円
前年比	—	+2.5%	-2.7%	+4.8%
設計労務単価との割合	71.22%	70.74%	70.36%	68.83%

※労働賃金単価は1日（8時間）当たりの額